

磯子区公告第 116 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第20条の2及び横浜市市税条例第10条の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所・税務課（収納担当）に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月21日

横浜市 磯子区長 本城 泰之

送達を受けるべき者	住所又は所在地	横浜市磯子区栗木二丁目5番16号 パークサイドヒルズ102号
	氏名又は名称	佐藤 伸夫
送達する書類名	・ 差押調書（謄本） 壱通	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		